

濃厚接触者の自宅待機期間が10日間から7日間に短縮され、令和4年1月28日から適用されたことから、令和4年1月28日付け通知を改定し、改めて通知するものです。

令和4年1月28日
(令和4年1月31日改定)

学生・教職員 各位

国立大学法人上越教育大学長
(危機管理対策本部 本部長)
林 泰 成

新型コロナウイルス感染症の陽性者（感染者）や濃厚接触者
となった場合等の対応について（通知）

新潟県では、新型コロナウイルス感染症患者の急激な増加に伴い、真に医療が必要な方を速やかに医療につなげるため、当面の間、保健所の対応を「検査陽性者の健康状態の確認」等に重点化して実施することになりました。（別添1「新型コロナウイルス感染症に係る積極的疫学調査等の対応について（通知）」を参照）

このことに伴い、新潟県から、従来保健所で対応してきた「濃厚接触者のリスト作成及び7日間の濃厚接触者（自宅待機者）の管理」等について、本学で対応するよう協力依頼があったところです。

（別添2「「新型コロナウイルス感染症」陽性者が確認された事業所の方へのお願い」を参照）

については、新潟県からの要請に応えるため、今後、本学の学生・教職員で新型コロナウイルス感染症の陽性者（感染者）や濃厚接触者になった方には、下記のとおりご自身で対応していただくこととしますので、お手数をおかけしますが、ご対応方よろしく願います。

なお、本件に関しご不明な点等がありましたら、総務課までお問い合わせください。

記

1 陽性者（感染者）となった場合の対応

- ① 「新型コロナウイルス感染症に係る報告フォーム」への入力
- ② 「大学内の濃厚接触者確認フロー」（別添3）を参考に、濃厚接触者がいる場合には「濃厚接触者報告フォーム」への入力
- ③ 「濃厚接触者報告フォーム」に入力した者に対して、濃厚接触者であることを連絡し、以下の事項を伝達
ア 新型コロナウイルス感染症と診断されたこと

イ 新潟県ホームページ「濃厚接触者の定義に該当する方へ」を確認すること

ウ 7日間自宅待機をすること

エ 10日間健康観察をすること

オ 発熱などの体調に変化があった場合は、「かかりつけ医等の医療機関」、「新型コロナウイルス受診・相談センター」又は「保健所」のいずれかに電話で受診・検査の相談をすること

2 濃厚接触者である旨の連絡があった場合の対応

① 「新型コロナウイルス感染症に係る報告フォーム」への入力

② 陽性者（感染者）と最後に接触した日の翌日から起算して7日間の自宅待機

③ 10日間の健康観察と「新型コロナウイルス感染症患者濃厚接触者 健康観察シート」（別添4）の作成

④ 自宅待機期間中、発熱等体調不良となった場合は、かかりつけ医、新潟県新型コロナウイルス受診・相談センター（TEL:025-256-8275、025-385-7634、025-385-7541）、上越保健所（TEL:025-524-6133）のいずれかに受診・検査の相談を行う

3 その他

① 感染の有無に関わらず全学生・教職員は、「新型コロナウイルス感染予防対策の徹底について（通知）」（別添5）に記載の内容を再度徹底してください。

（一部抜粋）

1 感染リスクが高くなりやすい場面における対策

日頃から、手洗い（アルコール消毒）・マスクの着用、換気の徹底、大声での会話を控える等の基本的な感染予防対策を徹底いただくとともに、夜間も含め、「3つの密」（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、近距離での会話や発話が生じる密接場面）や感染リスクが高まる「5つの場面」（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）は、できる限り避けることを徹底し、感染拡大のリスクを高める行動により、感染を拡大させることのないよう十分留意してください。

2 毎日の健康観察の励行

・発熱、咳、喉の痛みなどの症状が出るなど、少しでも体調が悪く感じたときは、登校・出勤はせずに、不要不急の外出を控え、かかりつけ医等の医療機関又は新潟県コロナ受診・相談センター（TEL：025-256-8275、土日・祝日含む24時間対応）に電話で相談してください。また、速やかに報告フォームにより大学へ報告してください。

3 会食の場での感染防止対策

・他の都道府県の方など、普段顔を合わせない人との飲食や大人数（4人を超える（家族の場合を除く。））又は長時間の飲食は控えてください。

・飲酒を伴う会食は控えてください。

・外食する場合には、自治体が認証した飲食店をなるべく選び、少人数で、また食事中以外はマスクを着用するようにしてください。

・自宅で大人数・長時間の食事会を開くことは慎んでください。

・体調が悪いときは参加しないでください。（症状消失後も2日は参加しない。）

② 新型コロナウイルス感染症は気を付けていても誰でも感染する可能性があります。

感染者や濃厚接触者を知り得た場合であっても、人権に配慮し、相手の立場に立って、差別の助長につながることはないよう思いやりをもって接してください。

本件担当：総務課総務チーム（法規担当）

電話：025-521-3212

メール：houki@juen.ac.jp

県内高等教育機関の長 様
私立高等学校・私立中学校長 様
私立幼稚園長 様

新潟県総務管理部大学・私学振興課長

新型コロナウイルス感染症に係る積極的疫学調査等の対応について（通知）

平素より本県の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
本県では、新型コロナウイルス感染症患者の急激な増加に伴い、真に医療が必要な方を速やかに医療につなげるため、当面の間、保健所の対応を下記のとおり重点化することとなりましたので、御理解いただくとともに、貴学・貴園において感染が発生した場合の濃厚接触者に関する対応等について御協力くださるようお願いいたします。

記

1 保健所対応の重点化の内容（太字・下線が従来の対応と異なります）

- 検査陽性者の健康状態を確認
- 検査陽性者の「同居家族」等に対して、濃厚接触者として検査を実施
- 上記以外の濃厚接触者・接触者に対しては、保健所から連絡や検査を実施しません。

（発熱などの体調変化があった場合には、濃厚接触者・接触者ご本人から、かかりつけ医、受診・相談センター、保健所のいずれかにご連絡いただくことで、速やかに受診・検査を調整）

- ※ 感染拡大した場合にリスクが高い施設（医療機関、高齢者施設、障がい福祉施設）については、従前どおり積極的疫学調査を実施します。

2 保健所対応の重点化に伴う学校等への依頼事項

- ・濃厚接触者のリストの作成及び 10 日間の濃厚接触者（自宅待機者）の管理
- ・濃厚接触者に対して、「自宅待機期間中に体調の変化があった場合は、かかりつけ医、新潟県新型コロナ受診・相談センター、保健所へ受診、検査の相談をすること」を周知
- ※ 詳細は、別紙「新型コロナウイルス感染症陽性者が確認された事業所の方へのお願い」を参照ください。

3 その他

濃厚接触者の方は、薬局等で実施されているワクチン検査パッケージ等による無料検査所の利用はできませんのでご承知おきください。

【担当】 大学・私学振興課 企画班〔大学・専修学校〕

電話：025-280-5267

大学・私学振興課 支援班（私学担当）〔高校・中学・幼稚園等〕

電話：025-280-5020

現在地 [トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [健康・福祉](#) > [健康・医療](#) > 新型コロナウイルスの感染者が確認された事業者の方へのお願い

新型コロナウイルスの感染者が確認された事業者の方へのお願い

ページ番号：0458967 更新日：2022年1月31日更新

新型コロナウイルスの感染者が確認された事業所の方へのお願い

新型コロナウイルス感染者の急増に伴い、医療機関や保健所等の業務がひっ迫している状況です。このままでは、中等症や重症のリスクのある方に必要な医療措置を提供することができなくなってしまう恐れがあります。

上記を避けるため、本県では一時的に検査対象を限定することとしました。それに伴い、県内の事業所の皆様には当面の間、下記のご対応をお願いいたします。

皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

事業所の方へのお願い

手順については別紙1「事業所内の濃厚接触者確認・対応フロー」も合わせてご確認ください。

(1) 感染者と、感染の可能性のある期間(※1)に接触し、以下の範囲(※2)に該当する場合は、濃厚接触者としてリストアップしてください。

必要に応じて別紙2「濃厚接触者リストアップシート」をご活用ください。

(2) 濃厚接触者となった方へ、以下の「濃厚接触者となった方へのお願い事項」のとおり7日間の自宅待機と健康観察の実施、8日目から10日目を経過するまでの間の健康状態の確認、自宅待機期間中に有症状となった場合の対応についてお伝えください。

必要に応じて別紙3「濃厚接触者健康観察シート」を濃厚接触者の方にお渡しいただき、健康観察にご活用ください。

なお、貴事業所が社会機能維持者の事業所に該当する場合は、新潟県ホームページ「[新型コロナウイルス感染症濃厚接触者のうち社会機能維持者の範囲の取扱いについて](#)」をご覧ください。

※1 感染の可能性のある期間

- (1)有症状者の場合：症状が出た日の2日前から療養の解除基準を満たすまで
- (2)無症状者の場合：陽性となった検体を採取した日の2日前から療養解除の基準を満たすまで

※2 濃厚接触者の範囲

次のいずれかに該当する場合


- 感染者と同居または長時間の接触があった
- 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、マスクをきちんと着用せず、感染者と15分以上の接触があった（注1）

- 適切な感染防護（マスク着用など）なしに感染者を診察、看護もしくは介護をした
- 感染者の気道分泌液もしくは体液等に直接接触した可能性が高い

（注1）濃厚接触者の定義は国立感染症研究所感染症疫学センターの「新型コロナウイルス感染症患者に対する接触的疫学調査実施要領（令和3年1月8日版）」のものです。

（参考）濃厚接触の可能性が高い場面の例

- ・ 近距離で、飲食しながら会話をした
- ・ 休憩室や更衣室などマスクをしないで会話をした。
- ・ 喫煙所で一緒に喫煙をした
- ・ 近い座席で長時間を過ごした
- ・ 換気の悪い空間（車内等を含む）で長時間一緒に過ごした

 [01 事業所内の濃厚接触者確認・対応フロー \[PDFファイル/168KB\]](#)

 [02 濃厚接触者リストアップシート \[Excelファイル/13KB\]](#)

 [03 濃厚接触者健康観察シート \[Excelファイル/15KB\]](#)

濃厚接触者となった従業員の方へのお願い

濃厚接触者となった方は、感染者と最後に接触した日の翌日から起算して7日間の自宅待機と健康観察をお願いします。

8日目以降は、自宅待機の必要はありませんが、引き続き健康観察、リスクの高い場所や会食は控える、マスクの着用等感染対策を徹底してください。

健康観察期間中、発熱等体調不良となった場合は、かかりつけ医に事前連絡の上受診するか、新潟県新型コロナ受診・相談センター（電話：025-256-8275、025-385-7541、025-385-7634）、保健所のいずれかに相談してください。

よくある質問と回答

よくある質問と回答をまとめましたので、PDFファイルをご確認ください。

 [よくある質問と回答 \[PDFファイル/548KB\]](#)

①感染者からの感染可能性がある期間は？

- 感染者が有症状の場合：症状が出た日の2日前（ 年 月 日）から
- 感染者が無症状の場合：検体を採取した日の2日前（ 年 月 日）から
自宅待機解除の基準（7日間）を満たすまで

②上記期間中に感染者の登校、出勤がありましたか？

はい



いいえ



大学内の濃厚接触者はいないと判断する

③感染者と下記のいずれかの接触があった学生、教職員はいますか？

- 感染者と同居または長時間の接触があった
- 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、マスクをきちんと着用せず、感染者と15分以上の接触があった
- 適切な感染防護（マスク着用など）なしに感染者を介護をした
- 感染者の気道分泌液もしくは体液等に直接接触した可能性が高い

※濃厚接触者の定義は国立感染症疫学センターの「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査（令和3年1月8日版）のものです

（参考）濃厚接触の可能性が高い場面の例

- ・ 近距離で、飲食しながら会話をした
- ・ 休憩室や更衣室でマスクをしないで会話をした
- ・ 喫煙所で、一緒に喫煙をした
- ・ 近い座席で長時間を過ごした
- ・ 換気の悪い空間（車内等を含む）で長時間一緒に過ごした

はい



いいえ



- 濃厚接触の可能性のある学生、教職員はいませんが、感染者の最終登校・出勤日から10日間は大学内で症状のある人がいないか確認する
- 症状が出現した学生、教職員がいる場合は、速やかに医療機関を受診するよう促す

上記のいずれかに該当する学生、教職員は濃厚接触者の可能性があります

- 感染者と最後に接触した日から10日間は健康観察期間として自宅待機とする
- 健康観察期間中の行動については、新潟県ホームページ「濃厚接触者の定義に該当する方へ」を確認する

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/noukousessyoku.html>

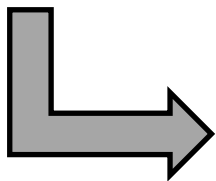
新型コロナウイルス感染症患者濃厚接触者 健康観察シート

健康観察は、患者との最終接触日の翌日から10日目まで行ってください。

濃厚接触者氏名：

患者との最終接触日時： 年 月 日

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
月日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
体温(朝)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
体温(夕)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
症状	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有



発熱等の症状がある場合には、
かかりつけ医、新潟県新型コロナ受診・相談センター(025-256-8275、025-385-7541、025-385-7634)
又は、上越保健所(025-524-6134)に受診・検査の相談をしてください。

令和 4 年 1 月 1 2 日

学生・教職員 各位

国立大学法人上越教育大学長
(危機管理対策本部 本部長)
林 泰 成

新型コロナウイルス感染予防対策の徹底について (通知)

新潟県は、1月7日に県内で初めてオミクロン株の患者が確認され、県内の感染者が急速に増加していることから、1月8日に県独自の警報を発令しました。また、国内の新型コロナウイルス感染症の新規感染者が8,000人を超えるなど、全国的に感染者が急増しています。

については、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、学生や教職員一人一人が適切な行動を心掛けることが必要ですので、下記の感染予防対策の徹底を改めてお願いいたします。

また、新潟県では、感染に不安を感じる方を対象として、新潟県ワクチン・検査パッケージ等PCR検査所又はウエルシア薬局等において、令和3年1月31日(月)まで無料で検査を実施していますので、適宜ご活用ください。

記

1 感染リスクが高くなりやすい場面における対策

日頃から、手洗い(アルコール消毒)・マスクの着用、換気の徹底、大声での会話を控える等の基本的な感染予防対策を徹底いただくとともに、夜間も含め、「3つの密」(換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、近距離での会話や発話が生じる密接場面)や感染リスクが高まる「5つの場面」(飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり)は、できる限り避けることを徹底し、感染拡大のリスクを高める行動により、感染を拡大させることのないよう十分留意してください。

2 毎日の健康観察の励行

- ・毎日の体温測定と「健康状態確認票」の記入(他県に移動した際は備考欄に行動を記録)を励行してください。
- ・発熱、咳、喉の痛みなどの症状が出るなど、少しでも体調が悪いと感じたきは、登校・出勤はせずに、不要不急の外出を控え、かかりつけ医等の医療機関又は新潟県新型コロナ受診・相談センター(TEL:025-256-8275、土日・祝日含む24時間対応)に電話で相談してください。また、速やかに報告フォームにより大学へ報告してください。

3 会食の場での感染防止対策

- ・他の都道府県の方など、普段顔を合わせない人との飲食や大人数(4人を超える(家族の場合を除く。))又は長時間の飲食は控えてください。

- ・ 飲酒を伴う会食は控えてください。
 - ・ 外食する場合には、自治体が認証した飲食店をなるべく選び、少人数で、また食事中以外はマスクを着用するようにしてください。
 - ・ 自宅で大人数・長時間の食事会を開くことは慎んでください。
 - ・ 体調が悪いときは参加しないでください。(症状消失後も2日は参加しない。)
- 4 帰省や旅行・出張における対策
- ・ 帰省や旅行・出張など都道府県をまたぐ移動に際しては、「[3つの密](#)」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底してください。
 - ・ 感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えてください。
 - ・ 発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行・出張を控えてください。
 - ・ 帰県後は、検温や健康観察を徹底するほか、「[健康状態確認票](#)」に県外での行動を記録し、感染の可能性を考え慎重に行動してください。
 - ・ 学校現場での実習開始前又は実習期間中に県外へ移動した場合は、上越に戻ってから2週間の健康観察期間を経て開始・再開してください。教職員が学校現場を訪問する場合も同様とします。
- 5 新型コロナウイルス感染症接触確認アプリの活用
- 感染拡大防止策を講ずる観点から、厚生労働省において開発された「[新型コロナウイルス感染症接触確認アプリ \(COCOA\)](#)」をインストール・活用していただくことが重要となります。アプリが適切かつ有効に活用されるよう最新版へのアップデートをお願いします。

担当：総務課総務チーム（法規担当）
電話 521-3212
メール houki@juen.ac.jp